

地域介護予防 活動助成金交付事業



東神楽町では、運動による介護予防・健康づくりのための活動を自主的に行う団体に対し、助成金の交付をおこなっています。

<対象団体>

- 東神楽町民10人以上で構成
- 65歳以上の東神楽町民が、構成人数が15人以下の場合は過半数、構成人数が16人以上の場合は8人以上で構成
- 活動日時や場所などの公表が可能で、希望する東神楽町民が団体に加入できること
(法人、政治・宗教団体、他の補助金の交付を受けている場合は対象外)

<対象となる活動>

軽体操、ストレッチ、ラジオ体操、筋トレ、ウォーキング、ヨガ、ピラティスなど介護予防に効果があると思われる運動
(スポーツをもって技量及び成績の向上をめざす団体は対象外)

<対象活動要件>

- 年間3か月以上連続し、かつ、2週間に1回以上活動していること
- 毎回15分以上活動していること。

<申請方法など>

- 指定申請書を活動開始の14日前までに、役場健康ふくし課までご提出ください（活動実施後は、実施届出書の提出が必要です）。
- 全ての活動時間が1回30分以上である場合、1回1,000円。
それ以外の場合、1回500円。

（上限額：月額5,000円、年額48,000円）

<申し込み・お問い合わせ>

東神楽町 健康ふくし課 包括支援係

電話：83-5600

お気軽に
お問い合わせください♪

